

再生可能エネルギープロジェクトの 導入促進検討のための既存の支援策

【参考】地域低炭素投資促進ファンド創設事業

地域低炭素投資促進ファンド創設事業

平成25年度予算(案)額
2,100百万円【新規】

目的

2050年までに80%削減という温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、巨額の追加投資が必要※であり、民間資本の活用が不可欠。出融資、利子補給等の金融メカニズムを活用して、地域における低炭素化プロジェクトへの投資を促進し、市場を創出する。

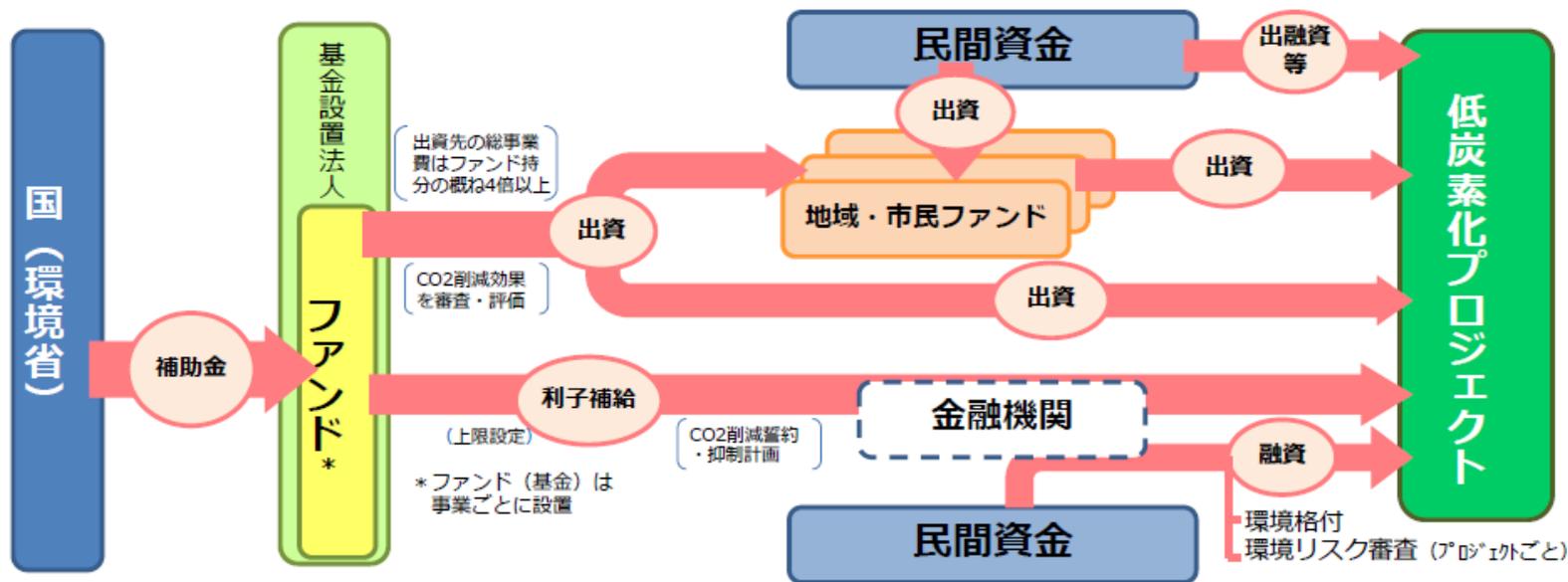
※ 例えば、再エネ・省エネの追加投資額として2030年までに135兆円から163兆円の追加投資額が必要との指摘あり。（中央環境審議会「2013年以降の対策・施策に関する報告書（平成24年6月）」）

事業内容

一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を動員するため、以下の業務を行う基金を造成する。

① リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶものが多いこと等に起因するリスクが高く民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトについて、CO2削減効果を審査・評価し、民間資金による投資の呼び水とすべく、地域・市民ファンド、SPC等に出資

② 融資における利子負担を軽減することにより、低炭素化プロジェクトにおける資金調達を円滑化するため、金融機関を通じて利子補給（利子補給対象は、金融機関が、（1）企業の環境格付を通じて金利を優遇する環境格付融資、又は（2）融資判断に当たってプロジェクトごとに環境リスク審査を行うもの）



【参考】地域の再エネプロジェクトに省エネプロジェクトを組み合わせた例

既存ダムにおける民間活力を活用した管理用発電の導入と省エネルギー化の取組

【ダムESCO事業の概要】

- ダムESCO事業は、県が民間の持つ資金、経営能力等を活用して、管理ダムに新たな水力発電機を設置し発電を行うとともに、施設の省エネルギー化を図る事業であり、栃木県が考案した全国初の取組。

【事業スキーム】

- 県の初期投資が発生しないPFIのBOT方式。民間事業者が自らの資金で設備を建設し(Build)、維持管理・運営を行い(Operate)、契約終了後には所有権を県に移転する(Transfer)。
- 県は、従前のダム管理のために支出していた電気料金以下の額で、民間事業者に事業を委託する。委託された事業者は、県からの委託料と水力発電の売電額(固定価格固定制度を活用)を収入とし、自らの資金で水力発電設備及び省エネルギー回収等の初期投資や維持管理、更にエネルギー化を図った後のダム管理に係る電気料金を負担する。県は、契約期間中は従前の電気料と委託料の差額を利益とし、契約終了後は売電と省エネルギー化による利益を全て享受できる仕組み。

【期待される事業効果】

- 県民への安定的な電力の提供**
一般家庭の約170世帯分の電力量を提供できる
- CO2排出量(環境負荷)の逡減**
年間で杉の木約16,600本が吸収するCO2と同僚の排出量を削減できる。
- ダム管理費の削減**
従前の電気料金294万円/年(5,290万円/18年間)の支出が不要となる。
設置から27年経過した既存の空気調和設備や照明の更新費や管理費が不要となる。
事業者との契約終了後は、県に設備の所有権が移転され、水力発電や省エネルギー化による利益を全て寺山ダムの管理に充てることができる。

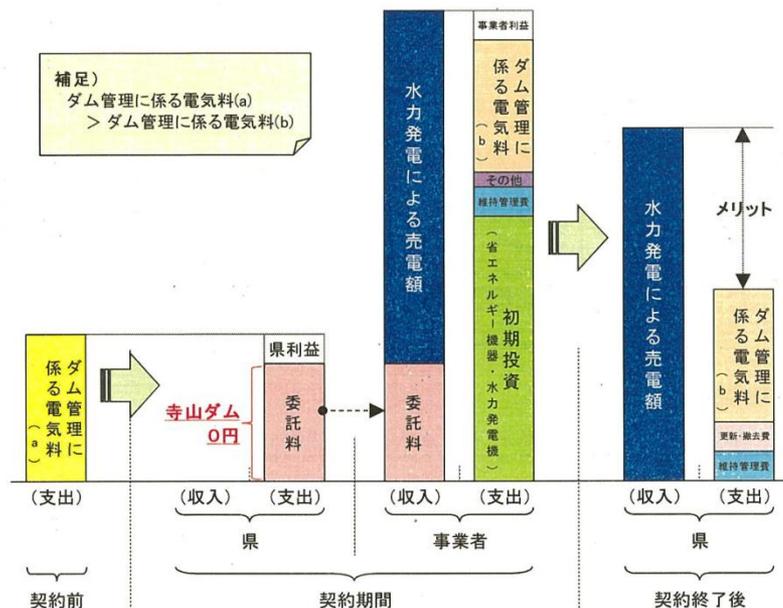


図 ダムESCOのイメージ

出典：寺山ダムの管理用発電の活用によるESCO事業(ダムESCO)事業者の決定について(栃木県県土整備部砂防水資源課 平成24年11月27日)
松本茂『既存ダムにおける民間活力を活用した管理用発電の導入と省エネルギー化の取組-ダムESCO事業の提案-』

【参考】既存の支援策（人的資源）【1/2】

「人材養成」「人材派遣」に関する既存の支援策（民間含む）には、下記のようなものがある。

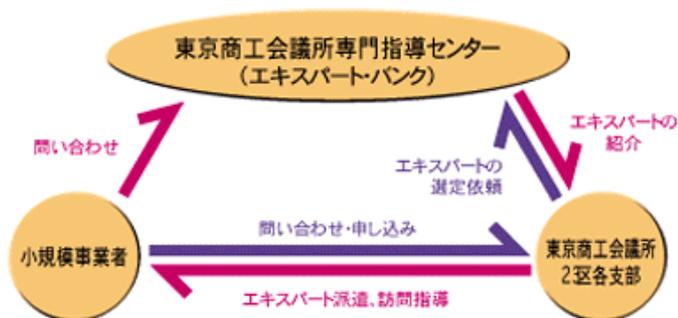
中小企業整備機構による専門家派遣

- **専門家継続派遣事業**
今後の成長が期待されるベンチャー企業や新規事業展開・経営基盤強化に取り組む中小企業に、半年から1年の間アドバイザーを派遣し、成長発展段階に応じたタイムリーかつ適切な支援を実施。（中小企業支援の経験を積んだ中小企業診断士・公認会計士等を派遣）
- **戦略的CIO育成支援事業**
大多数の中小企業で不足する企業内CIOを派遣。経営戦略に基づくIT化計画の策定及びその実施など、CIO的な立場に立ったきめ細かなアドバイスを行うとともに、アドバイスを通じ、中小企業におけるITの人材育成を実施。
- **経営実務支援事業**
新事業展開・経営革新を目指す中小企業およびベンチャー企業を対象に技術・経営・マーケティング等の経営実務について経験豊富なアドバイザーを派遣して、特定課題の解決に必要な実務的知識・ノウハウ面でアドバイスをを行い、社内人材の育成や経営向上をサポート。
- **販路開拓コーディネート事業**
中小企業にプロジェクトマネージャー等を推薦し、必要にお維持手マーケティング企画のアドバイスを実施。

<http://www.smrj.go.jp/venture/consult/index.html>

東京商工会議所による専門家派遣

- 都内の小規模事業者の要望に応じ、東京諸侯会議所に登録された専門家を直接事業所に派遣。費用は無料。
※ 他地域の商工会議所も同様の専門家派遣を実施。



<http://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/expert/>

インテリジェンスによる新エネ人材派遣

- 新エネルギー領域への就業を希望する人材をインテリジェンスにて雇用し、独自の教育プログラムにて、業界や設備の基礎等、業務上必要な知識の研修を行った上で、顧客企業に派遣
- サービス形態は、業務内容や受け入れ状況、要望に応じて、派遣、紹介予定派遣、アウトソーシングのどの形態でも対応可能。

<http://www.inte.co.jp/corporate/news/2012inte/20120327.html>

【参考】既存の支援策（人的資源）【2/2】

「人材養成」「人材派遣」に関する既存の支援策（民間含む）には、下記のようなものがある。

環境省による不法投棄等事案に対する専門家派遣等

➤ 環境省:不法投棄事案対応支援事業

不法投棄の拡大防止に向け、早期段階からの調査の徹底、法に基づく迅速かつ厳格な行政処分の実施が必要とされる。

これに対応し、現場調査や関係法令等に精通した専門家集団（弁護士、会計士、技術士等の支援チーム）を設置し、自治体が行う調査等を現場で支援すること等を通じて、不法投棄の拡大防止、支障除去等の実施の徹底を図る。



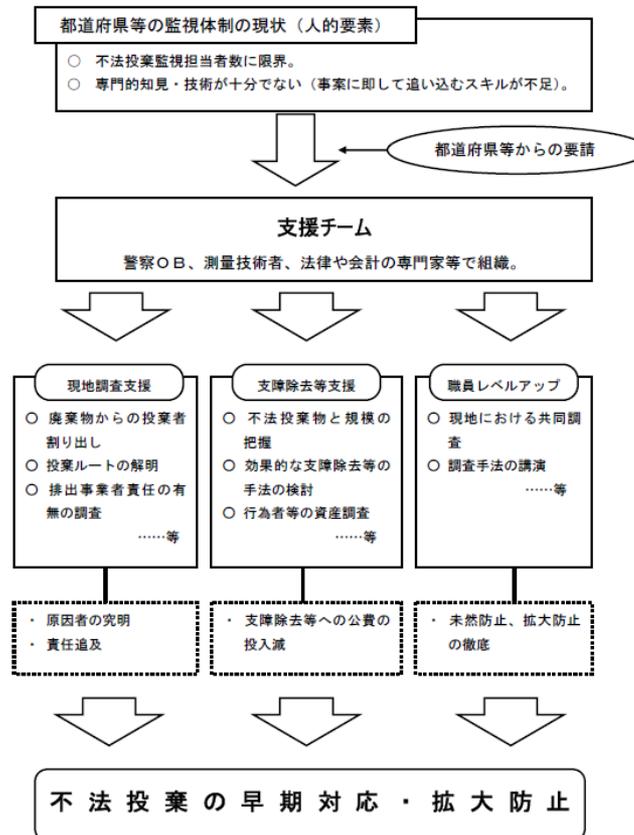
➤ 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団による事業

① 不法投棄事案対応支援事業

環境省からの請負事業として、都道府県等からの要請により、不法投棄等の関係法令や現場調査等に精通した専門家を現地へ派遣し、都道府県等の職員の方々を現場で支援（平成15年度より）。

② 技術協力

都道府県等から原状回復の支援要請があった場合には、生活環境保全上の支障除去のための工事計画等について、調査チームを派遣するなどして都道府県等へ技術協力を実施。



<http://www.sanpainet.or.jp/service/service03.html>

<http://www.env.go.jp/guide/budget/h17/h17-gaiyo-2/31.pdf>

【参考】既存の支援策（技術/モノ）

「設備の稼働状況」「技術側面」に関する既存の支援策（民間含む）には、下記のようなものがある。

SBエナジー株式会社：運用レポート等の公表

太陽光発電における試験は、四季を通して行う事で特性が見えてくる事が多く、長期間に渡っての検証が必要となる。
 また、パネルの劣化状況、発電効率の減衰等を調査する場合には数年間以上かけての調査が必要となる。
 本取り組みでは、試験場の運用状況の詳細を、不定期にレポートしている。初回は試験場の建設開始からこれまでの状況を報告している。⇒運用レポート
 また、現在の試験場の発電特性の測定状況は以下のWebサイトから確認できる。⇒リアルタイムの発電特性確認

<http://www.sbenergy.co.jp/ja/business/index.html>

日本税理士会連合会

日本税理士会連合会では、中小企業の計算書類について、「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認するための書類として、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を作成。現在、多くの金融機関（平成24年7月19日現在 113機関）において、このチェックリストを活用した融資商品が取り扱われている。また、信用保証協会においても、保証料率の割引の際の必要書類として利用されている。
 例えば、本リストを活用した無担保融資制度は、チェックリストの提出を条件に、①事務手数料の免除、②無担保融資期間の延長、③債務超過の取扱い 等を可能としている。

日本税理士会連合会
 「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト
 【平成24年5月改訂】
 平成 年 月 日
 (会社名) _____
 代表取締役 _____ 職 _____
 (事務所の名称及び所在地) _____
 (連絡先電話番号) _____

私は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度における計算書類への「中小企業の会計に関する指針」の適用状況に関して、貴社から提供された情報に基づき、次のとおり確認を行いました。

確認項目	確認事項	該当	チェック
1 (1) 業種	電気事業又はガス供給事業に該当するか。	是	YES NO
2 (2) 手形割引等	2 手形の割引がある場合に、手形譲渡決済したか。	是	YES NO
3 (3) 借入金	借入上の借債のうち総資産の2割以上を1年以内の返済を受けることができる1年以内の借入がある場合に、これを借入金以外の負債に計上したか。	是	YES NO
	借入上の借債以外の借債でその履行期間が1年以内で支払しないものがある場合に、これを借入金以外の負債に計上したか。	是	YES NO
	借入金に対する保証債務がある場合に、借入金の区分表示又は注記をしたか。	是	YES NO
	取手手形の割引がある場合に、これを注記したか。	是	YES NO
4 (4) デリバティブ	デリバティブ取引による互換性の確保期間で時価変動すべきものがある場合に、これを特許で認識したか。	是	YES NO
5 (5) 貸倒損失・貸倒引当金	貸倒に備へ、上償又は貸倒引当金を計上している場合に、これらについて貸倒損失を計上し、貸倒引当金を計上したか。(*)	是	YES NO
	貸倒損失・貸倒引当金の計上方法がある場合に、その標準の比率に比べて借倒計上率が異なっていると報告したか。(*)	是	YES NO

確認項目	%	確認事項	該当	チェック
有価証券	12	有価証券がある場合に、償還目的の有価証券、流動性目的の有価証券、子会社株式及び取得会社株式、その他有価証券に区分して計上したか。	是	YES NO
	13	償還目的の有価証券がある場合に、内容を貸倒引当金と別記し、貸倒引当金と異なるとして計上したか。(*)	是	YES NO
	14	有価証券のある他の有価証券を保有する場合、それが多数であるかにより分類したか。	是	YES NO
	15	償還目的の有価証券が買入りか、かつ、償還の買入りか有価証券のある有価証券・性質目的の有価証券を計上する場合、これを特許で詳細に説明したか。	是	YES NO
繰上償還	17	繰上償還について、災害による支払いの免除、支払いの遅延その他これらに準ずる特別の事由が生じた場合に、その事実を注記して繰上償還を記し下げたか。(*)	是	YES NO
	18	繰上償還の発生に関する特別の事項を説明したか。かつ、金融的事実性が認められる場合は、貸倒損失・貸倒引当金を計上したか。(*)	是	YES NO
	19	繰上償還の発生に関する特別の事項を説明したか。かつ、金融的事実性が認められる場合は、貸倒損失・貸倒引当金を計上したか。(*)	是	YES NO
	20	繰上償還の発生に関する特別の事項を説明したか。かつ、金融的事実性が認められる場合は、貸倒損失・貸倒引当金を計上したか。(*)	是	YES NO
経過勘定等	21	経過費用・経過費用、期間貸付・期間貸付、期間貸付・期間貸付、期間貸付・期間貸付、それらに別記し、適正に処理したか。(*)	是	YES NO
	22	経過費用・経過費用、期間貸付・期間貸付、期間貸付・期間貸付、期間貸付・期間貸付、それらに別記し、適正に処理したか。(*)	是	YES NO
	23	経過費用・経過費用、期間貸付・期間貸付、期間貸付・期間貸付、期間貸付・期間貸付、それらに別記し、適正に処理したか。(*)	是	YES NO
	24	経過費用・経過費用、期間貸付・期間貸付、期間貸付・期間貸付、期間貸付・期間貸付、それらに別記し、適正に処理したか。(*)	是	YES NO
固定資産	25	借入状況に大きな変更があった固定資産がある場合に、減価の可能性について開示したか。	是	YES NO
	26	固定資産の一部をサブリース方式で取得した場合、取得後費用として費用計上したか。	是	YES NO
	27	固定資産の一部をサブリース方式で取得した場合、取得後費用として費用計上したか。	是	YES NO
	28	固定資産の一部をサブリース方式で取得した場合、取得後費用として費用計上したか。	是	YES NO

NEDO：大規模PV導入の手引書・検討支援ツール

大規模太陽光発電システム導入の手引書及び検討支援ツールは、過去の系統安定化技術等の開発のための実証研究の知見を基に計画から設計・施工・検査・運用までの一連の手順・スケジュールのポイントを集約し、大規模太陽光発電システム導入拡大の一助として貢献することを目的として作成された。

- ⇒大規模太陽光発電システム導入手引書
- ⇒大規模太陽光発電システム導入のための検討支援ツール
- ⇒架台設計支援ツール

<http://www.nedo.go.jp/library/mega-solar.html?from=b>

【参考】既存の支援策（資金）【1/4】

「信用保証」や「制度融資」に関する既存の支援策には、下記のようなものがある。

信用保証協会

「信用保証協会」は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づき、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関。

事業を営んでいる方が、金融機関から事業資金を調達されるときに、信用保証協会の「信用保証制度」を利用することで、資金の調達がスムーズになる。現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47法人、市を単位として5法人(横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪)、全国であわせて52の法人が設けられている。平成23年度の保証承諾件数は、869,972件(11,553,307百万円)

制度融資

◎栃木県

栃木県環境保全資金(再生可能エネルギー発電施設の設置)
⇒栃木県内の中小企業者又は中小企業団体を対象

【融資限度額】所要経費の90%以内で、500万円以上1億円以下
【融資期間及び返済方法】元金均等月賦方式

- (1) 融資額が1,000万円以上の場合
10年以内(うち元金の据置期間は2年以内)
- (2) 融資額が1,000万円未満の場合
7年以内(うち元金の据置期間は1年以内)

【融資利率】1.50%(融資利率は金融情勢により変更あり)

【信用保証】原則として、栃木県信用保証協会の保証付きとする。
保証料率等については、信用保証協会の定めるところによる。

【予算額】10億円

(例) 熊本県信用保証協会：くまもとグリーン保証制度

対象者	地球環境保全の推進を行うための次のいずれかに該当する事業資金を必要とする中小企業者の方		
資金使途	(1) 低排出ガス社用車(ハイブリッド・クリーンディーゼル・電気等)購入資金 (2) 新エネルギー(太陽・風力・地熱等)設備の導入資金 (3) 事務所・店舗・工場等における省エネ・温暖化ガス削減のための設備資金 (4) 水質・大気・土壌の汚染防止のための設備資金 (5) リサイクルに関する設備の導入資金 (6) 環境に関する公的制度資金および補助金等のつなぎ資金 (7) ISO14001認証取得に関する設備の導入資金 (8) 地球環境保全に資すると認められる設備の導入資金 (9) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、固定価格買取制度の適用対象となる新エネルギー(太陽・風力・地熱等)設備の導入資金		
保証限度額	1企業 8,000万円	資金使途 (9) に該当し、エネルギー対策保険を利用する場合は上記と別枠で2億円以内	
保証料率	年0.25~1.70%	資金使途 (9) に該当し、エネルギー対策保険を利用する場合は年0.98% ※割引あり	
貸付利率	10年以内 固定金利 年1.90%以内	10年超の場合は当該期間のみ金融機関所定金利	
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)		
貸付形式	証書貸付、手形貸付		
返済方法	原則として、均等分割返済(手形貸付は一括返済も可)		
担保・保証人	担保 : 必要に応じて徴求 保証人 : 原則として、法人代表者以外不要		

【参考】既存の支援策（資金）【2/4】

「日本政策金融公庫」による既存の支援策には、下記のようなものがある。

日本政策金融公庫：環境・エネルギー対策資金

▶ 非化石エネルギー関連

日本政策金融公庫による非化石エネルギー関連設備導入への融資の概要は下表の通り。

利用できる顧客	非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する顧客
資金の使い道	非化石エネルギーを導入する施設などを取得するために必要な設備資金
融資限度額	7,200万円
返済期間	15年以内<据置期間2年以内>
利率	特利を適用※
保証人・担保	融資に際しての保証人、担保（不動産、有価証券等）等について顧客と相談

※特利については日本政策金融公庫の
下記ホームページに記載の利率を適用
http://www.jfc.go.jp/n/rate/riritsu_1ran_m.html

http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html

▶ 省エネルギー関連

日本政策金融公庫による省エネルギー関連設備導入への融資の概要は下表の通り。

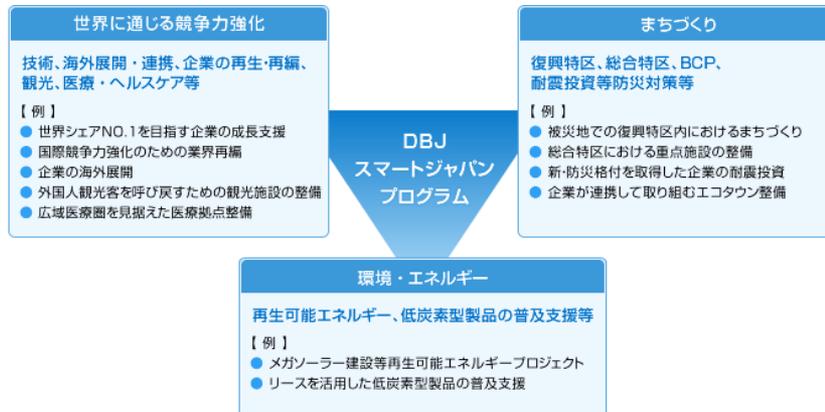
利用できる対象	① 省エネルギー施設を設置する顧客（ESCO事業により当該施設をリース・レンタルする顧客を含む） ② 省エネルギー施設を取得するリース・レンタル事業者 ③ 特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行う顧客
資金の使い道	上記①～③の顧客が対象とする設備を取得、設置するのに必要な設備資金
融資限度額	7,200万円
返済期間	15年以内<据置期間2年以内>
利率	特利を適用※
保証人・担保	融資に際しての保証人、担保（不動産、有価証券等）等について顧客と相談

【参考】既存の支援策（資金）【3/4】

「日本政策投資銀行」による既存の支援策には、下記のようなものがある。

日本政策投資銀行：DBJスマートジャパンプログラム

- ▶ 震災からの復旧・復興、円高、欧州金融危機、海外を含めたサプライチェーンの途絶など、外部環境の変化を踏まえた日本経済のサステナビリティの確保のため、DBJが資金供給の対象としてきた分野の中で、「世界に通じる競争力強化」「まちづくり」「環境・エネルギー」に係る取り組みに対し、総額で5,000億円程度の支援体制を構築。
- ▶ 環境・エネルギーについては再生可能エネルギー、低炭素型製品等への支援を実施。



利用資格	わが国の成長、及び東日本大震災からの復旧・復興に資する取組を行う事業者
資金使途	設備資金、運転資金等
借入期間	原則として10年以下
借入金額	顧客の希望・期間等に応じて決定
借入利率	顧客の希望・期間等に応じて決定
保証人・担保	顧客との相談の上決定

http://www.dbj.jp/service/finance/smart_japan/

【参考】既存の支援策（資金）【4/4】

平成24年度とりまとめ京都議定書目標達成計画関連予算のうち、再エネ導入及び事業支援に関連する予算は下記のようなものがある。

管轄	名称	予算	概要
経済産業省	新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金	15億円	<p>京都議定書目標達成計画の達成とともに2050年の地球温暖化ガスの排出量半減にむけて、新エネルギー等の導入を加速化するため、地方自治体や民間事業者などによる先進的な設備導入等について支援する。具体的な内容については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> —地域新エネルギー等導入促進対策事業：地方自治体等による太陽光発電その他の先進的な新エネルギー等利用設備の導入に対し、事業費の一部（1/2以内）を補助する。また、地方自治体と民間事業者が連携して行う新エネルギー等利用設備の導入に対しても補助を行う。 —新エネルギー等事業者支援対策事業：民間事業者による先進的な新エネルギー等利用設備の導入事業に対し、事業費の一部（1/3以内）を補助する。
環境省	家庭・事業者向けエコリース促進事業	18億円	導入に際して多額の初期投資（頭金）を負担することが困難な家庭及び事業者（中小企業等）を中心に、頭金なしの「リース」という手法を活用することによって低炭素機器（太陽光パネル、高効率ボイラー等）の普及促進を図る。
	温泉エネルギー活用加速化事業	4億円	温泉エネルギーを有効活用してCO2の削減を図る事業者の取り組みに対して1/3～1/2補助するための経費
	地域主導による再生可能エネルギー事業のための検討事業	4億円	再生可能エネルギーに関する開発・事業化可能地域のゾーニング情報を整備し、発信するとともに、全国5ヶ所程度において再生可能エネルギーの事業化に向けた協議会を設置し、各地で核となる開発コーディネーター・アドバイザー等の育成、概算収支計画の策定やこれに見合う資金計画及び技術・様式の検討、ファイナンス構築・評価、住民が参画した影響調査、法定手続き等を支援し、地域住民参画型再生可能エネルギー事業の創設・運営パターンを確立するための経費

【参考】既存の支援策（資金－海外事例） 【1/2】

KfW（Kreditanstalt für Wiederaufbau：ドイツ復興金融公庫）とは、ドイツの政府金融機関。第二次世界大戦後の1948年設立され、東西ドイツ統合後には主に旧東ドイツ地域の産業経済の復興のために出融資を行い、その後は開発途上国援助と海外投資を重視するなど、時代に即した機動的融資を実施している。現在は、**再生可能エネルギー発電設備の導入・拡張に対する低利子融資制度を多数実施**している。具体的には、以下のとおり。

プログラム名称	KfW再生可能エネルギープログラム（標準）	KfW再生可能エネルギープログラム（特別）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 電力系統あるいは熱供給配管に発生した電気あるいは熱を供給する個人・非営利団体 自営業の農家 個人が議決権の過半数を所有するドイツ及び非ドイツ企業 地方自治体、教会や慈善団体が株式を所有する企業 投資ファンド 	<ul style="list-style-type: none"> 発生した熱を専ら自家消費する個人や非営利団体 自営業者 中小企業 売上高及び従業員数としては中小企業としての基準値を超えるものの、市町村が議決権の過半数を所有する企業 大企業については、特に支援すべき太陽熱、深部地熱、蓄熱と熱供給配管ネットワーク対策について対象とする 自治体、自治体所有の企業、及び自治体の特定の目的団体 エネルギー・サービス・プロバイダー
対象分野	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電、バイオマス発電、風力発電、水力発電、地熱発電 再生可能エネルギーを燃料として、コージェネレーションシステムから供給される電気及び熱 	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー熱の大規模施設
融資条件及び特長	<ul style="list-style-type: none"> 投資費用の100%まで融資可能（ただし25百万€未満） 長期の低利融資 10年間固定金利、あるいはさらに長い返済期間全体の固定金利 プロジェクト開始時の返済猶予期間 	<ul style="list-style-type: none"> 投資費用の100%まで融資可能（ただし10百万€未満） 長期の低利融資 プロジェクト開始時の返済猶予期間 小規模事業者のための特別優遇金利 魅力的な返済のボーナス
備考	<ul style="list-style-type: none"> メインバンク経由で申請 	<ul style="list-style-type: none"> メインバンク経由で、また、自治体、自治体所有の企業、及び自治体の特定目的団体は、KfWに直接申請をする

【参考】既存の支援策（資金－海外事例） 【2/2】

KfW（Kreditanstalt für Wiederaufbau：ドイツ復興金融公庫）とは、ドイツの政府金融機関。第二次世界大戦後の1948年設立され、東西ドイツ統合後には主に旧東ドイツ地域の産業経済の復興のために出融資を行い、その後は開発途上国援助と海外投資を重視するなど、時代に即した機動的融資を実施している。現在は、**再生可能エネルギー発電設備の導入・拡張に対する低利子融資制度を多数実施**している。具体的には、以下のとおり。

プログラム名称	可変深度の地熱エネルギー	地熱エネルギーの探索リスクに対応するプログラム	KfW洋上風力発電プログラム
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> 中小の営利企業、市営企業 特に投資支援に値する大企業 非営利投資家 市町村、自治体所有の企業や自治体の特別な目的の団体 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト会社
対象分野	<ul style="list-style-type: none"> 掘削深度400m以上の深部における熱水、石油エネルギーの開発用設備 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツにおける非発見リスクの保護と深部地熱エネルギーへの融資 	<ul style="list-style-type: none"> 北海、バルト海のドイツ沿岸での洋上風力発電開発
融資条件及び特長	<ul style="list-style-type: none"> 投資費用の80%まで融資可能（ただし10百万€未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 1掘削プロジェクトあたり80%まで掘削コストに融資可能（ただし16百万€未満） 非発見の場合は100%まで責任免除可能 融資期間は10年 2年間のプロジェクト開始時の返済猶予期間 	<ul style="list-style-type: none"> 総負債資金需要の70%まで融資可能（ただし700百万€未満） 以下のプロジェクト・ファイナンスに融資可能 <ul style="list-style-type: none"> A) 銀行コンソーシアム下の直接ローン；民間営利銀行は少なくともKfWと同じ規模、同じ条件で融資を行う B) 銀行とKfWからの直接ローンを通じたKfWオン・レントからのローンで構成される金融パッケージ C) 銀行コンソーシアム下の直接ローンによる不測の費用超過への融資 高ボリュームの資金調達 融資期間は10年 10年間固定金利
備考	<ul style="list-style-type: none"> 記載なし 	<ul style="list-style-type: none"> メインバンク経由で申請 	<ul style="list-style-type: none"> KfWの幹事銀行から申請（特殊なフォーム不要）

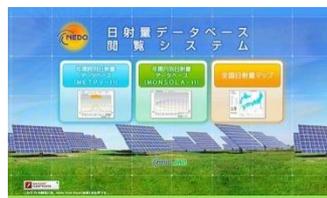
【参考】既存の支援策（情報）【1/2】

「情報発信」「普及促進」に関する既存の支援策（民間含む）には、下記のようなものがある。

NEDO

太陽光発電

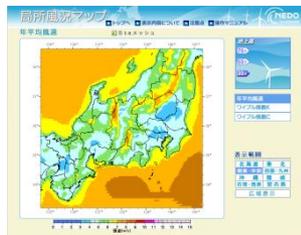
日射量データベースを作成。日本の800以上の地点における任意の角度、方位での月別、時間別の日射量を把握可能。太陽光発電システムの設置・施工事業者がパネルを取り付ける場合の発電量を推定するためのツールとして利用されている。



日射量データベース

風力

気象庁から収集した「風況データ」と、全国を対象に500mメッシュで解析した「風況マップ」、風向や風速の出現頻度を示した「風配図」等を掲載。



風況マップ表示システム

また、日本における風力発電設備・導入実績を整理。

バイオマス

バイオマス・賦存量・有効利用可能量の推計を実施し、GISデータベースを作成。

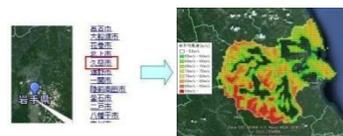


バイオマス賦存量マップ

<http://www.nedo.go.jp/seisaku/shinene.html#furyoku>

環境省（既存事業）

- 再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査報告書(H22)を公開。
- 再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書(H23)を公開。
- 東北地方における風況マップ(下図)を公開(H23)。



<http://www.env.go.jp/earth/index.html#ondanka>

資源エネルギー庁

再生可能エネルギー導入事例集

住宅における再エネ導入事例と企業・自治体における再エネ導入事例を紹介。

- **太陽光発電補助金検索**
日本各地における住宅用太陽光発電導入時の補助金額を導入規模ごとに算定。



導入事例集

補助金検索

<http://www.inte.co.jp/corporate/news/2012inte/20120327.html>

【参考】既存の支援策（情報）【2/2】

「情報発信」「普及促進」に関する既存の支援策（民間含む）には、下記のようなものがある。

環境省（平成25年度予算）

➤ 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（1,000百万円）

風力発電等について、適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくため、風力発電等における環境アセスメントに活用できる環境基礎情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進。



①全国既存情報データベース整備事業

- 自治体等が有する動植物分布等の全国の既存情報、国内外の技術情報をデータベースとして整備（平成24年度に整備予定）。
- 平成25年度以降はデータベースの保守・管理、データの更新を予定

②環境アセスメント基礎情報整備モデル事業

- 風況・賦存量調査等により風力発電等の早期立地の適地と考えられる地域の中から、事業により著しい影響を受けるおそれがある自然環境が既存情報等で確認されていない情報整備モデル地区を地方自治体とも連携の上、選定し、同モデル地区において環境基礎情報を調査・収集し、データベースとして整備する。
- 平成25年度はおおむね100km²の情報整備モデル地区を選定。

<http://www.env.go.jp/guide/budget/h25/h25-gaiyo-2/033.pdf>

➤ 地熱開発加速化支援・基盤整備事業（250百万円）

地熱発電の、開発リスク・開発コストの大きさや、開発に当たっての地元関係者との調整の困難性等の問題を解決するため、開発リスクやコストを低減するための技術情報等の整備や、地熱発電開発の優良事例の形成を強力に推進。地熱発電の推進のため、技術情報等の整備や優良事例の形成に関する以下の3つの事業を実施。



①地熱開発技術の最新情報の収集・整備業務

- 国内外の最新の技術動向の収集・整備・評価により技術的課題を克服する。



技術の評価



最新の技術動向の収集

②地熱発電の導入ポテンシャルの精密調査・分析

- 全国規模での詳細なポテンシャル調査を実施する。



協議会の設置・事業・ファイナンス
運営支援



スキームの検討

③地熱開発の事業形成促進業務

- 協議会の設置・運営
- 優良事例のノウハウの共有
- 事業計画策定のための調査
- 事業・ファイナンススキームの検討支援

<http://www.env.go.jp/guide/budget/h25/h25-gaiyo/042.pdf>

【参考】既存の支援策（その他）

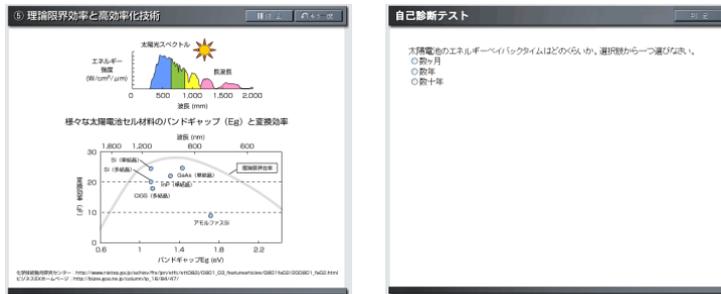
その他の既存の支援策（民間含む）には、下記のようなものがある。

科学技術振興機構（JST）の取組

- ▶ **地域に根差した脱温暖化・環境共生社会**
社会技術研究開発センターにて、2050年の温室効果ガス60～80%削減を目指し、人的・社会的シナリオの開発を重視した、「現場目線」に立った「社会技術」による社会技術研究開発プロジェクトを推進。

<http://www.ristex.jp/env/index.html>

- ▶ **再生可能エネルギーに関する技術者Web学習システム**
「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」（新エネルギー法）において規定されているエネルギーに関連する技術に関して、原理及び現状、さらに将来の技術についてWebコンテンツによる学習システムを提供。



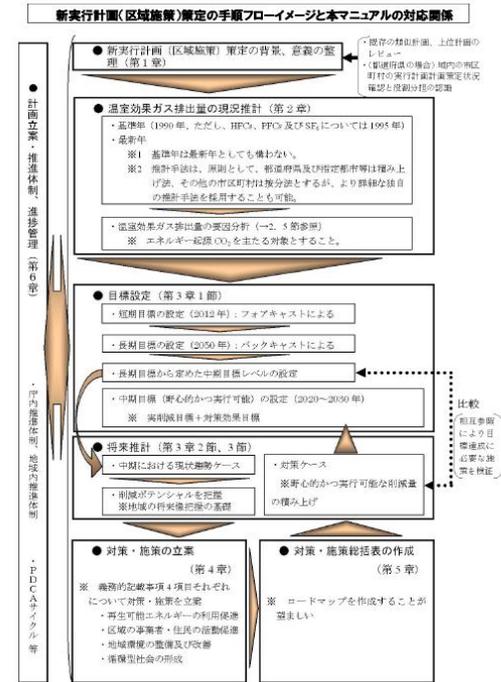
レッスン画面

自己診断テスト

http://weblearningplaza.jst.go.jp/cgi-bin/user/top.pl?next=lesson_list&type=simple&field_code=41&course_code=776

地方公共団体実行計画マニュアル（環境省）

- ▶ 地方公共団体による地域の温室効果ガス排出抑制等の施策推進、中小規模の市区町村の計画策定（新実行計画「区域施策」）のためのマニュアルを作成（なお現在、改定中）。
→地方自治体のキャパビルに寄与



http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/manual0906.html